



全日本早起き野球協会 早起き野球制度保険の手引

はじめに

「健康」と「親睦」を合言葉に、朝の球場に白球を追って楽しく事故のないようにとプレーされておりますが、予測できないケガも発生しております。

さて、本協会では「少ない掛金で、できるだけ多くの補償」と「会員の助け合い」、事故内容の分析による「事故防止対策」の観点から、協会創立翌年の昭和57年度よりこの保険制度を施行以来、会員のご理解とご協力により運用されてまいりました。

本制度は「傷害」（会員自身のケガ）と「賠償責任」（他人へのケガ・損傷等）の二つの制度保険となっております。

本制度の趣旨をご理解いただき、会員の皆様のご加入をお勧めいたします。



契約概要



契約者

全日本早起き野球協会



会員及び資格

各地の早起き野球協会（連盟）に登録されている選手（マネージャー・スコアラーを含む）及び、役員・審判員が「登録申込書兼保険加入申込書」により申し出ます。



加入単位

単組単位（都道府県・区市町村・リーグ）での全チーム加入・チーム全メンバー加入となります。

※個別チーム加入はできません。



保険期間

2025年3月1日から2026年2月28日まで（1年間）



掛金

1人 1,000円



加入申込方法

単組ごとに「保険加入申込書」を取りまとめて下さい。



払込方法

単組ごとに取りまとめの上、銀行振込して下さい。（次4面に有ります）



補償内容

傷 害

[傷害保険金]



入院保険金・通院保険金

- ・入院保険金…1日あたり2,500円 180日を限度（事故日よりその日を含めて180日以内）
- ・通院保険金…1日あたり1,500円 90日を限度（事故日よりその日を含めて180日以内）

ケガをして医師の治療を受けた場合、入院日数に対してお支払します。



手術保険金

- ・25,000円（入院時）・12,500円（外来時）

ケガがあった日からその日を含めて180日以内にそのケガのために所定の手術を受けたときお支払します。



後遺障害保険金

- ・80,000円 ～ 2,000,000円

ケガがあった日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因となり後遺障害が生じたときはその程度に応じてお支払します。



死亡保険金

- ・2,000,000円

ケガがあった日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因となって死亡した場合にお支払します。

[保険金お支払条件]

単組が主管して実施する試合、審判講習会及び上部大会などに参加している選手（マネージャー・スコアラーを含む）役員・審判員が急激かつ偶然な外来の事故によって生じたケガ及び死亡事故に対し、保険金をお支払します。

練習中事故はお支払対象とはなりません、試合当日の試合前練習等はお支払します。

[対象となる場所]

協会（又は連盟）が目的とする行事のために、各自の家から集合及び解散場所までの「往復途上」、及び集合し解散までの「活動中」の場所。



お支払の対象となる参考事例

1. 審判講習会（実技）実施中のケガ又は死亡事故。
2. 球場の整備・準備・片付け作業中のケガ又は死亡事故。
3. 協会（又は連盟）が主管して実施する地区・全国大会などで発生したケガ又は死亡事故。
4. 試合中の出来事として次のような場合
 - （イ） ファールボールその他プレーに必要なものを探しに球場の外へ出て、側溝又はこれに類するような所へ転落して生じたケガ又は死亡事故。
 - （ロ） 前項と同条件で車輛等と衝突して生じたケガ又は死亡事故。
 - （ハ） 大会等と同条件で単組の指示に従い、球場の移行を行っているときに生じたケガ及び死亡事故。 など



保険金をお支払できない主なもの

1. プレー中であっても疾病が原因（例えば、心臓マヒ、脳卒中等）でケガ又は死亡した場合。
2. プレー中といえども地震等天災によるケガ又は死亡事故。
3. 自殺行為及び故意によるケガ又は死亡事故。（例えば暴力事件（ケンカ）で凶器・素手等により傷害・死亡傷害が生じたもの）
4. 単組が主管していない大会や、任意で参加での事故。
5. その他別に定める約款の免責条項に該当するもの。 など

☆保険金お支払条件記載事項により生じた事故に対して保険金をお支払します。

☆これら保険金は、健康保険、労災保険の有無に関係なく支給します。

☆死亡・後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、各被保険者のご契約金額が限度となります。

☆保険契約開始時点の加入者数により、保険金額（又は保険料）が変更になる場合がありますので、予めご了承願います。

賠償責任

[賠償責任保険金]

支払われる保険金

- ・身体賠償 1人あたり最高 5億円（1事故 5億円、免責 0円）
- ・財物賠償 1事故あたり最高 5億円（免責 0円）

[保険金お支払条件]

協会（単組）が主管して実施する大会や行事において、主催者の業務遂行上の管理不備等により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって主催者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。（上記大会や行事中であっても、選手・役員・審判等の個人の責任に帰すべき賠償責任においては保険金をお支払いいたしません。）

お支払の対象となる参考事例

1. 選手が打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えたり、建物の窓ガラスを割ってしまったことによって損害賠償責任を負った場合。
※但し、体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因の場合は、施設の管理・運営者に賠償責任が発生する。
2. 設営したテントが風で倒れケガ等の事故が発生し、主催者の管理責任が問われた損害賠償責任。 など

保険金をお支払できない主なもの

競技中ボールが他の選手に当たりケガをさせた場合など法律上の賠償責任が発生しない場合には本保険の対象にはなりません。

1. 参加者の故意、暴行、殴打。
2. 参加者の自動車等の使用管理による賠償責任。
3. その他別に定める約款の免責条項に該当するもの。 など

☆この保険は、弁護士法の定めにより保険会社による示談代行は行えませんが、お客様サービスの一環として示談援助及び示談同行を行っています。示談の際は、保険会社へご連絡・ご相談の上おすすめてください。



事故処理要項

傷 害

事故報告書の送付

事故が発生したら、この手引き別紙の「**事故報告書兼傷害保険金請求書**」に必要事項（事故状況・単組事務局の事故証明等）を記入し全日本早起き野球協会傷害共済部宛に郵送（FAX不可）して下さい。

保険金請求のご案内の送付

上記「事故報告書兼傷害保険金請求書」が提出されてから「**保険金請求のご案内**」、「**入院・通院申告書**」、「**同意書**」が損害保険ジャパンより送付されます。

治療が終了したとき、又はケガの日より180日が経過した場合は回復される前でも、「**入院・通院申告書**」に記入のうえ提出して下さい。

「**入院・通院申告書**」は保険金の請求金額が10万円以下の場合（入院40日以内または通院66日以内等）に、ご自身が記入し提出下さい。診断書を主治医の先生に記入いただく必要はありません。診断書の代わりとして利用できます。診断書に替え「**入院・通院申告書**」をお送りします。

※請求金額が10万円以下の場合でも医療機関に入院・通院日などの照会ができない場合は、診断書をご手配いただく場合がございますので、ご了承ください。

保険金のお支払

上記手続きが完了すると、「**保険金請求書**」の振込指図指定金融機関に保険金が振り込まれます。

賠償責任

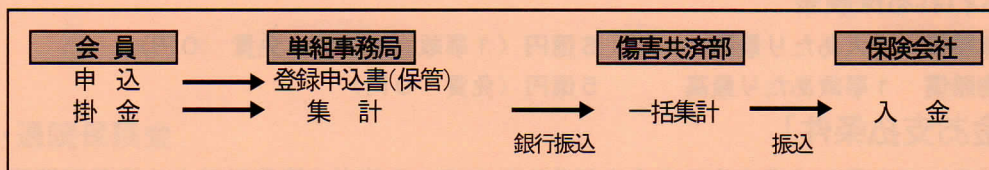
賠償責任保険は傷害保険とは別途処理となりますので、次4面事故報告先へ電話連絡下さい。



募集・事故処理チャート

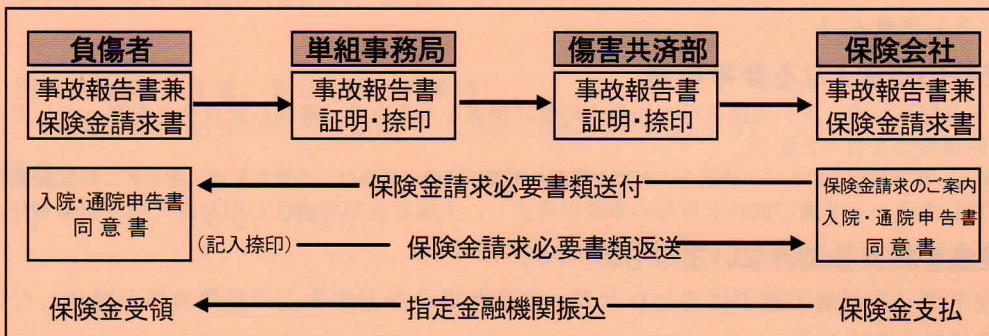
申 込

- 傷 害
- 賠償責任

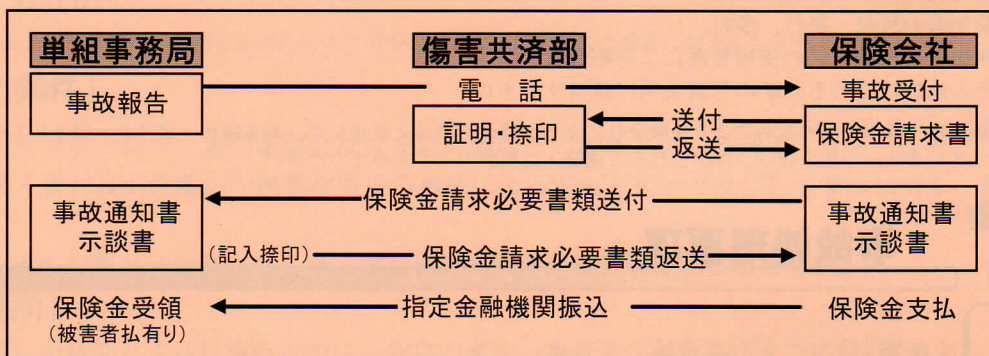


事故処理

- 傷 害



- 賠償責任



- 加入申込 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田725
事故報告 全日本早起き野球協会 早起き野球傷害共済部 事務取扱責任者 宮入昭夫
TEL090-2902-0441/FAX026-261-1189
- 払込方法 みずほ銀行 長野支店
普通預金 0734836 口座名義 全日本早起き野球傷害共済
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- 事故手続 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル6階
損害保険ジャパン株式会社 長野保険金サービス課
TEL026-228-7331/FAX026-228-7341
- 取扱代理店 〒381-0051 長野市若槻団地4-66
有限会社エージェンシージャパン
TEL026-239-7181/FAX026-239-7183

☆個人情報の取扱について

- 協会は会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、適切な管理を行います。
- 協会は、個人情報を大会プログラム、保険契約に使用及び、後援・協賛・協力の団体・会社に提供します。また、提供先には個人保護を義務付けるとともに適切に個人情報を取り扱うように管理いたします。

全日本早起き野球協会